別紙１－②＜様式１＞

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和８年 10 月 20 日）

府省名	財務省
対象事業名	外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請

１．対象手続一覧

手続ＩＤ	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数（令和元年度）	オンライン手続件数（令和元年度）	オンライン利用率（令和元年度）	オンライン利用率目標	取組期間（達成期限）
56724	外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請	1 申請等	7 国民等、民間事業者等	1 国	102,281	52,706	51.53%	80%	令和 13 年 3 月※２

※１オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

※２利用率の現状を踏まえ、取組期間（達成期限）を「9 年（令和 8 年度末）」から「13 年（令和 12 年度末）」に改定。

２．対象事業の概要

本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への貨物の授受を目的とする交通を行うため、税関長に申請書を提出し、その許可を受けるもの。

３．対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）において、一連の手続きがオンラインで完結している。

４．手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

＜4－1＞

<table>
<tr><td>手続名</td><td>・外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請</td></tr>
<tr><td rowspan="2">各手続の
概要</td><td>【概要】
本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への貨物の授受を目的とする交通を行うため、申請者（船舶代理店等）が、申請書を税関に提出することにより行われる。
本手続きは、申請者が輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を用いてオンラインで申請を行うことが可能となっている。提出された申請は、税関の審査が行われた後に許可されるが、NACCSを用いてオンラインで申請された場合には、同システムにてオンラインで申請者に結果が通知される。</td></tr>
<tr><td>【年間総手続件数（令和２年度）、 オンライン利用率（令和２年度を含む過去５年間）】
１　年間総手続件数：91,072 件（令和２年度）
２　オンライン利用率
<table><tr><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td></tr><tr><td>49.64%</td><td>50.77%</td><td>47.72%</td><td>51.53%</td><td>60.07%</td></tr></table></td></tr>
</table>

オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 （主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定目標値を記載	【目標】 ・オンライン利用率 80%
	【取組期間（達成期限）】令和 13 年３月まで
	【目標・期間設定の考え方】 本手続きは令和２年度のオンライン利用率が 60.07%と中程度のフェーズであることから、利用率の目標は高程度のフェーズである 80%を設定する。 オンライン化を進めるにあたり、システムの見直し等も想定されることから、見直しに要する期間及び見直し後に事業者が NACCS に加入し、当該手続きをオンラインで行うまでの期間として、目標期間は４年後の令和 12 年度末とする。

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①	課題	NACCS を導入していない事業者において NACCS の利用が進むことで、本手続きについてオンライン利用率の上昇が見込まれるため、NACCS 未導入の事業者に NACCS 導入の周知の実施を行うとともに、NACCS 未導入の理由としてシステム的な課題がないか検討する必要がある。
	中間 KPI	【目標】毎年のオンライン利用率を対前年比で上昇させること
		【KPI の定義】オンライン利用率＝（システム申請件数）/（全申請件数）
	アクションプラン a	【取組内容】マニュアル申請が行われる窓口において、NACCS の利用勧奨やリーフレット等による広報・周知等を行う。
		【取組期限（期間)】令和 13 年３月まで
	アクションプラン b	【取組内容】NACCS を導入していない事業者に対し、導入のために必要なシステム面の課題等についてのヒアリングを行う。
		【取組期限（期間)】令和 10 年３月まで
	アクションプラン c	【取組内容】NACCS の導入の課題となっている部分について、事業者や業界団体等へのヒアリングを通じて、システムの仕様見直し等を進め、利便性向上を図る。
		【取組期限（期間)】令和 13 年３月まで

５．スコアカードの更新頻度と公表方法

１年ごとに更新し、財務省ホームページにて公表する。

申請件数が時期によって変動があり、四半期ではオンライン利用率がアクションプランの進捗にかかわらず増減することが予想される。

さらに、アクションプランが数年単位という中長期間での取り組みとなるため、本手続きにおいては四半期という短期間の数値より、ある程度まとまった１年という期間で数値を公表することで、アクションプランの成果が明確となり、状況の分析や計画の見直しにつながることが期待される。

６．利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に１回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

NACCS 利用者からシステム要望を受け付けるとともに、NACCS 未加入の事業者へのヒアリングと合わせ、進捗の確認を年１回程度行う。進捗状況については、年１回財務省ホームページにて公表する。

７．基本計画の見直し

取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。